

令和4年度（2022年度）
定期監査結果報告書
（1月、2月、3月実施分）

豊中市監査委員

目 次

第 1	豊中市監査基準に関する規程への準拠	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の着眼点	2
第 6	監査の実施内容	2
第 7	監査の結果	2
	(1) 都市活力部	3
	(2) 福祉部	4
	(3) 消防局	6
	(4) 環境部	8
	(5) 都市計画推進部	9
	(6) 都市基盤部	10
	(7) 市民協働部	11
	(8) 市立豊中病院	12
	(9) 上下水道局	13

※令和5年（2023年）1月、2月、3月に実施した定期監査の結果についてとりまとめたものです。

第1 豊中市監査基準に関する規程への準拠

監査は、豊中市監査基準に関する規程（令和2年豊監告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

第3 監査の期間

令和4年（2022年）12月26日から令和5年（2023年）3月23日まで

第4 監査の対象

対象部局	重点対象課	監査委員監査実施日
都市活力部	空港課	1月30日
福祉部	長寿社会政策課	1月30日
消防局	救急救命課、 南消防署（服部出張所、小曾根出張所）	1月30日
環境部	減量計画課、美化推進課	2月22日
都市計画推進部	建築安全課、中高層建築調整課	2月22日
都市基盤部	基盤整備課、維持修繕課	2月22日
市民協働部	市民課（パスポートセンター含む）	3月23日
市立豊中病院	医事課	3月23日
上下水道局	下水道建設課、下水道施設課	3月23日

第5 監査の着眼点

監査対象部局の所掌事務のうち、令和4年度（2022年度）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施した。なお、当該年度の監査を実施する上で、必要性が生じた場合には、令和3年度（2021年度）以前についても対象とした。

第6 監査の実施内容

財務監査と併せて行政監査を実施し、行政監査については、事務一般を対象とするとともに、共通項目として、「再委託に関する状況」を対象として設定した。

部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、質問を行うなど、監査委員による監査を実施した。監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

なお、次項以下に記載のとおり、監査の結果、是正又は改善を求めるものとして「イ. 指摘事項」、改善に向けて取り組まれるよう求めるものとして「ロ. 要望事項」、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容として事務処理上留意すべき事項については「ハ. 留意事項」として決定した。

「イ. 指摘事項」、「ロ. 要望事項」については、措置状況等の報告を求めるものである。

「ハ. 留意事項」については、その都度口頭で改善を求めたところである。

今回の監査結果も踏まえ、各部局において、法令等を遵守した事務執行がなされているか、改めて確認する等適正な事務の執行に努められたい。

また必要に応じて、より効果的な内部統制の整備及び運用に活用されたい。

(1) 都市活力部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

①収入事務に関する事項

- ・収納した一時保育料について、豊中市財務規則第77条で準用する第29条第3項により即日又は翌日に収納金融機関に払い込まなければならないとされているところ、遅れて払い込まれているものがあった。（空港課）

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為何兼決定書 5年」簿冊において、支出負担行為何兼決定書の決裁日が負担行為日より後の日付となっているものがあった。また、決裁日や支出負担行為日が記載されていないものがあった。（空港課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(2) 福祉部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

- ・「契約書 5年」簿冊において、調定決議書及び通知書に決裁日が記載されていないものがあった。（長寿社会政策課）

② 支出事務に関する事項

- ・「第三者行為求償事務 5年」簿冊において、支出負担行為何兼決定書の起票日が負担行為日の後の日になっているものや、決裁日が負担行為日より後の日となっているものがあった。（長寿社会政策課）
- ・「支出負担行為何決定書等 5年」簿冊において、支出負担行為何兼決定書に負担行為日と決裁日が記載されていないものがあった。（長寿社会政策課）

③ 契約事務に関する事項

- ・「契約書 5年」簿冊において、豊中市健康とくらしの調査実施及び見える化システム作成等業務委託の随意契約理由書が簿冊に添付されていなかった。

（長寿社会政策課）

- ・地域活動支援センター委託契約、介護サービス相談員派遣事業委託契約、生活支援コーディネーター業務委託契約、高齢者外出支援サービス業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用することとした随意契約理由に、明確性を欠くところがみられた。

（障害福祉課、長寿社会政策課、長寿安心課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「主要給付適正化事業 5年」簿冊において、起案書に決裁日と施行日が記載されていないものがあった。(長寿社会政策課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(3) 消防局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆備品の管理について(南消防署)

備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、洗濯機が廃棄されているのに、その手続が行われていなかった。

措置通知公表日	令和5年7月28日	公表第8号
---------	-----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・支出負担行為何兼決定書(5年)において、負担行為日の記載誤りがあった。

(救急救命課)

③契約事務に関する事項

- ・契約書(5年)において、決裁日が記載されていないものがあった。(救急救命課)

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・救命講習修了証・認定証受発給簿(3年)において、講習人員と認定証の数が一致しない箇所があった。(救急救命課)
- ・ホームページ上で公開している随意契約理由について、随意契約ガイドラインの9(2)で求める公表7項目のうち一部が記載されていなかった。(救急救命課)

- ⑦職員の給与・手当等に関する事項
該当なし

(4) 環境部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為何兼決定書 5年」簿冊において、決裁日が記載されていないものがあった。（美化推進課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(5) 都市計画推進部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

・「支出負担行為何兼決定書 5年」簿冊において、支出負担行為何兼決定書の決裁日が負担行為日より後の日となっているものがあった。 (建築安全課)

・「支出負担行為何兼決定書 5年」簿冊において、支出負担行為何兼決定書の決裁日が負担行為日より後の日となっているものがあった。

(中高層建築調整課)

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(6) 都市基盤部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

◆備品の管理について(基盤整備課)

備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、プリンターが廃棄されているのに、その手続が行われていなかった。

措置通知公表日	令和5年8月10日	公表第9号
---------	-----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・支出負担行為兼決定書に添付されている契約書(案)の一部について、鉛筆での記載や必要事項の未記載のものがあった。 (基盤整備課)

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・出勤簿（庶務事務システム）において、ワクチン接種の臨時休暇に接種証明書が添付されていないものがあった。 (維持修繕課) (基盤整備課)
- ・出勤簿（庶務事務システム）において入力ミスが散見された。 (基盤整備課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(7) 市民協働部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・「調定決議書 5年」簿冊において、調定決議書及び通知書の決裁日が記載されていないものがあった。（市民課）

②支出事務に関する事項

- ・「契約書 5年」簿冊において、支出負担行為何兼決定書の決裁日、契約決議書の本契約決裁日、本契約締結日が記載されていないものがあった。（市民課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・出勤簿において、鉛筆書き、修正テープの使用、訂正印漏れが散見された。（市民課）
- ・庶務事務システムにおいて、休暇の入力漏れがあった。（市民課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(8) 市立豊中病院

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

該当なし

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(9) 上下水道局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「バルブコントロール整備業務（処理場） 5年」簿冊において、日付（年月日）の記載のない見積書が綴られていた。（下水道施設課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし